

## 地球温暖化対策報告書（その1）

## 1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	公立大学法人 首都大学東京 理事長 川淵 三郎
事業者番号	A   0   9   6   3

## 2 報告する事業所等の全体の状況（平成24年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	5 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	3,082 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

## 3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

## 4 事業者としての取組

取組方針	①南大沢キャンパスの取組 条例の対象となる南大沢キャンパスにおいては、第1計画期間内(平成22年度～26年度)の年度目標を定め、5年平均8%以上のCO2排出量削減義務を達成する。②各キャンパスの取組 各キャンパスにおいては、中長期計画期間(平成22年度～26年度)、エネルギー消費原単位年平均1%以上の低減義務を達成する。③CO2排出量削減義務及びエネルギー消費原単位の低減義務は、後年度負担を緩和するために可能な限り早期に達成する。④教員、職員、学生が一体となって取り組む。			
組織体制の整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A106	本社等による支店の支援
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A107	排出状況の整理・分析・提供
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A108	組織横断的な推進体制の整備
			A113	推進担当者の知識向上・内部還元

## 5 特記事項

【今夏の節電対策】目標値：平成22年の使用最大電力の値に対して11%削減した値を使用電力の上限とする。取組：①照明の点灯数を削減する。②冷房時、室温は28°C未満にならないようにする。③PC等事務機器の電力消費量を削減する。・施設については、施設整備計画に基づき計画的に順次設備更新をしており、それにより温室効果ガスの削減は図られる予定である。・推進体制は、法人に委員会、キャンパス毎に部会を設置し対策に取り組んでいる。・省エネ法に基づき管理標準を整備し、活用している。
---